

株主の皆様へ

ご確認をお願いします!

株券の電子化 2009年1月～(予定)

※詳細は同封のチラシをご参照ください。

2009年1月より株券が電子化されます。ご自宅にご本人名義となっていない株券をお持ちの方は早急に名義書換をお願いします。株券電子化の直前は信託銀行、証券会社等の窓口が大変混雑することが予想されます。

配当金お受け取り方法

株主様の銀行口座、ゆうちょ銀行口座へ直接お振り込みをするサービスを行っております。確実にご本人様にお受け取りいただけるよう、お振り込み口座のご指定をおすすめいたします。下記の住友信託銀行証券代行部に「配当金振込指定書」をご依頼いただき、4月初旬までにお手続きをさせていただきますと、本年6月(予定)お支払い分よりお振り込みとなります。

ご登録住所(本誌お届け住所)確認のお願い

本誌お届けのご住所が現在ご住所表示と違う場合には「住所変更届」により最新のご住所をご登録くださいますようお願い申し上げます。すべての株主様への発送物はご登録ご住所に発送いたします。郵便局による新住所宛の転送サービスにより現在当社からの郵便物が届いている場合でも「変更届」のお手続きをお願いいたします。(郵便局による転送期間は1年間です。)

お手元に株券をお持ちの方は下記住友信託銀行株式会社証券代行部まで、「証券保管振替制度(ほふり)」をご利用の場合は、ご預託の証券会社へご連絡願います。

★今後の株主様への送付物のご案内

株主優待券:2008年3月末1,000株以上ご所有の株主様に5月下旬に発送予定です。

定時株主総会招集ご通知:2008年3月末1,000株以上ご所有の株主様に6月初旬に発送予定です。

第58期報告書・決議通知・配当金関係書類:2008年3月末の全株主様に株主総会終了後、発送予定です。

単元未満株式の「買増」・「買取」請求について

単元未満株式(1,000株未満)を所有されている株主の方は、当社に対し、単元株式(1,000株)に不足する株式の買増や、単元未満株式の買取(当社に対する売却)を請求することができます。

●「買増」・「買取」請求される「単元未満株式」を・・・

- (1) 証券会社に「保護預かり」されている方 → お預けになっている株券を引き出してください。
- (2) ご自身が「株券」で保管されている方 → 必要書類を住友信託銀行(下記の連絡先)宛にご郵送いただくか、住友信託銀行の全国本支店窓口にご提出ください。
- (3) 株券ではなく「登録株」(※1)として保有されている方 →
- (4) 保管振替機構(ほふり)に預けられている方 → 「ほふり」を申し込まれた証券会社にご相談ください。

(※1)「登録株」とは無償増資・株式分割等で生じた単元未満株式(1,000株未満のこと)で株券は発行せず、株主名簿上に登録のみされているもの。株数のご確認は住友信託銀行証券代行部でお願い申し上げます。

★ご注意 2008年3月13日～3月31日までの間、買増請求の受付を停止いたします。

上記お手続きの詳細につきましては、株主名簿管理人の住友信託銀行証券代行部にお問い合わせください。

株主名簿管理人 事務取扱場所

〔各種請求のご送付先・
お手続きに関するご照会先〕

住友信託銀行 〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10
証券代行部 電話(通話料無料) ☎ 0120-176-417

〔平日9:00～17:00〕
土・日・祝休

★「配当金振込指定書」、「住所変更届」、単元未満株式「買増請求書」、「買取請求書」は、住友信託銀行のホームページから印刷することが可能です。

住友信託銀行証券代行部

検索